

各 位

MBL

会 社 名 株式会社医学生物学研究所
代表者名 代表取締役社長 西田克彦
(J A S D A Q ・ コード 4 5 5 7)
問合せ先 常務取締役 林 通宏
電話番号 052-238-1901

ストック・オプション（新株予約権）の内容の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、平成18年6月27日開催の当社第37回定時株主総会及び平成18年7月18日開催の当社取締役会で決議いたしましたストック・オプションとして発行した第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）の内容を下記のとおり一部変更するため、平成23年6月23日開催予定の当社第42回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

株式市場低迷等の影響もあり、第3回新株予約権が行使されない状況が長期間にわたって生じたことから、当社の業績向上に対する意欲及び責任の維持等のため、また第3回新株予約権は、取締役退職慰労金制度の廃止に伴って当時の現任取締役を対象に付与されたものであることに鑑み、発行済みの第3回新株予約権の権利行使期間を5年間延長するものであります。

2. 変更内容：新株予約権の権利行使期間

【変更前】平成18年7月29日から平成23年6月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(注) 新株予約権の権利行使期間については、平成18年6月27日開催の当社第37回定時株主総会における第5号議案において、「新株予約権の割当日の翌日から5年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。」旨の決議がなされた後、平成18年7月18日開催の当社取締役会において、新株予約権の割当日につき「平成18年7月28日」、新株予約権の権利行使期間につき「平成18年7月29日から平成23年6月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。」旨の決議がなされ、現在に至っております。

【変更後】平成18年7月29日から平成28年6月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

3. 議案内容

別紙参照

(注) 上記の内容につきましては、平成23年6月23日開催予定の当社第42回定時株主総会において、「第37回定時株主総会における第5号議案（当社取締役の退職慰労金制度の廃止に伴い、会社法第236条、会社法第238条および会社法第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する件）の決議を一部変更する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上

第 37 回定時株主総会における第 5 号議案（当社取締役の退職慰労金制度の廃止に伴い、会社法第 236 条、会社法第 238 条および会社法第 239 条の規定に基づき、新株予約権を付与する件）の決議を一部変更する件

すでにご承認いただいております平成 18 年 6 月 27 日開催の当社第 37 回定時株主総会における第 5 号議案（当社取締役の退職慰労金制度の廃止に伴い、会社法第 236 条、会社法第 238 条および会社法第 239 条の規定に基づき、新株予約権を付与する件）の決議につき、新株予約権の権利行使期間を変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 変更の理由

当社は、平成 18 年 6 月 27 日開催の当社第 37 回定時株主総会の決議及び平成 18 年 7 月 18 日開催の当社取締役会の決議に基づき、当社の株価上昇によるメリット及び株価下落によるリスクを株主と共有することによって、当社の業績向上に対して一層の意欲と責任を持つことを目的として、当社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）を発行いたしました。しかしながら、株式市場低迷等の影響もあり、第 3 回新株予約権が行使されない状況が長期間にわたって生じたことから、当社の業績向上に対する意欲及び責任の維持等のため、また第 3 回新株予約権は、取締役退職慰労金制度の廃止に伴って当時の現任取締役を対象に付与されたものであることに鑑み、発行済みの第 3 回新株予約権の権利行使期間を 5 年間延長するものであります。

なお、本議案の対象となる第 3 回新株予約権の目的となる株式の数は 376,000 株であります。これは、当社の発行済株式総数 17,355,000 株から平成 23 年 3 月 31 日現在における自己株式の数 204,009 株を減じた株式数 17,150,991 株の 2.2%に相当しております。

2. 変更の内容

変更の内容は、下記 3. (4) 新株予約権を行使することができる期間について、下線部分を変更するものであります。なお、下記 3. (4) 新株予約権を行使することができる期間については、平成 18 年 6 月 27 日開催の当社第 37 回定時株主総会における第 5 号議案において、「新株予約権の割当日の翌日から 5 年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。」旨の決議がなされた後、平成 18 年 7 月 18 日開催の当社取締役会において、第 3 回新株予約権の割当日につき「平成 18 年 7 月 28 日」、新株予約権の権利行使期間につき「平成 18 年 7 月 29 日から平成 23 年 6 月 30 日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。」旨の決議がなされ、現在に至っております。

記

第 37 回定時株主総会

第 5 号議案 当社取締役の退職慰労金制度の廃止に伴い、会社法第 236 条、会社法第 238 条および会社法第 239 条の規定に基づき、新株予約権を付与する件

当社は、経営改革の一環として、取締役報酬制度の見直しを行い、取締役退職慰労金制度を廃止すること、及び、これに伴って取締役退職慰労金の廃止措置を現任取締役の既存の在任期間に遡及させること及びこの遡及措置に伴いストックオプションを支給することを目的として、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領により当社取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認を求めます。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第 361 条第 1 項第 3 号の報酬等に該当します。当社は、平成 12 年 6 月 27 日開催の当社第 31 回定時株主総会において取締役報酬額につきましては年額 2 億円以内とする旨承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役 7 名以内の者に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せて承認を求めるものであります。

また、第 4 号議案が可決承認されますと取締役に対し報酬等として付与されることとなります新株予約権とも、別枠として承認を求めるものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の株価上昇によるメリット及び株価下落によるリスクを株主と共有することによって、当社取締役が当社の業績向上に対して一層の意欲と責任を持つことを目的として、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。なお、割当個数につきましては、当社の株価の時価が 2,000 円の時に権利行使したと仮定した場合に生じる譲渡益が概ね取締役退職慰労金の制度廃止時点での支給見込額と同じになるように決定いたします。

なお、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、退職慰労金廃止措置を現任取締役の既存の在任期間に遡及させることに伴いストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 376,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

376 個を上限とする。なお、この内、当社取締役に付与する新株予約権は 376 個を上限とする。

（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1,000 株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は 1,000 円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

(変更前)

新株予約権の割当日の翌日から5年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(変更後)

新株予約権の割当日の翌日から平成28年6月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上